

〈研究ノート〉

# 機械設備等の物権的期待権<sup>1)</sup> 譲渡担保化に関するアンケート調査結果

松田 佳久

## 目次

1. はじめに
2. 物権的期待権の譲渡担保化による資金借入れの具体例
3. アンケート調査結果
4. 若干の考察

## 1. はじめに

資金借入れの担保目的物とするための不動産や機械設備などの動産を所有しない企業が、機械設備等を所有権留保で購入している場合、当該企業の有する物権的期待権を譲渡担保に供することによって資金の借入れをすることは可能であろうか。物権的期待権の先進国であるドイツでは従来から行われており、多数の事例が存する。筆者は、「所有権留保における留保買主の有する物権的期

---

1) 物権的期待権とは、賦払いにて購入した機械設備等でその所有権を代金完済まで留保売主が有するとする所有権留保付き売買契約のもとで留保買主が有する権利であり、これは代金完済により当該機械設備等の所有権を取得するとする停止条件付権利である。また、留保買主には所有権のうちの担保権的権能を除く残余の部分、すなわち、所有権に含まれる使用収益権を中心とする権能が当該停止条件付権利に從属しており、留保買主は当該権能を権原として当該機械設備等を使用収益できるのである。停止条件付権利者は目的物の所有権取得の期待権を有するものとされ、從属する使用収益権能をも含めてこれを物権的期待権という。なお、本アンケート調査は、譲渡担保に供する権利を、このように所有権のうちの担保権的権能を除く残余の部分が停止条件付権利に從属する物権的期待権と捉えることをせずに、このような権能の從属しない、単なる停止条件付権利と捉えたとしても、結論に差異は生じない。

待権の担保化に関する一考察」創法 45・2・83-116 (2015) で、わが国でも物権的期待権の譲渡担保化が可能であることを示した。

上記論考の 116 頁に示していたアンケート調査を、2016 年 6 月 17 日に実施した。すなわち、資金借入れにあたり、その担保として物権的期待権に譲渡担保権を設定することに応ずるか否かに関するアンケート調査である。本稿では、その結果を示すとともに、若干の考察を行った。

## 2. 物権的期待権の譲渡担保化による資金借入れの具体例

以下に物権的期待権の譲渡担保化による資金借入れの具体例（金融機関による融資判断および融資した運転資金の返済が債務不履行となった場合の債権回収）を示す。

### (1) 金融機関による融資判断

部品製造業者 A 社が部品製造のための機械設備業者 B 社を売主として、部品製造のための機械設備甲を代金 1,500 万円、10 回払いの割賦返済とする売買契約により購入した。特約で代金完済までは甲の所有権は売主 B 社にあるものの、その間、A 社は甲を利用することができるものとした（所有権留保特約）。代金の分割返済につき、年率 2% の利息が付された（元利均等返済で毎年返済額 1,656,240 円、全支払金額は元利 16,562,358 円）。

A 社は 7 回まで支払いが完了した時点で、運転資金 50 万円が必要となった（このときの元利返済残額は 4,968,678 円）。

このとき C 銀行より借入をするのであるが、C 銀行は機械設備甲の経済的耐用年数を 15 年と捉え、甲の現在の評価額を 800 万円（再調達原価 1,500 万円  $\times$   $(15 \text{ 年} - 7 \text{ 年}) \div 15 \text{ 年}$ <sup>2)</sup>、掛け目 70%<sup>3)</sup>）としている。したがって、物的担保だけ

---

2) 機械設備の評価額はかならずしもこのように減価償却方式で算出されるものではなく、取引市場での時価で評価するのが妥当である。本文では便宜上、減価償却方式で評価額を算出した。

3) 譲渡担保を実行する場合、実行時点での機械設備に対する需給状況によって思惑どおりに売却できない可能性もあることから、安全性を考慮して掛け目を設定するのが一般

から判断すると、C銀行が貸すことのできる元利合計（年率4%<sup>4)</sup>、10年元利均等返済の返済総額）は上限が631,322円（800万円×70%－代金返済残額（利息含む）4,968,678円）であり、10年間の返済期間の元利合計（50万円を元金とし、年率4%、10年間の元利均等返済額合計は607,464円）を考へても申込金額50万円の貸出は可能である。

C銀行は50万円の貸出（支払利息年率4%、返済期間10年間の元利均等返済）を行うと同時にA社の有する機械器具甲の物権的期待権に譲渡担保の設定を受ける。すなわち、C銀行は当該物権的期待権の譲渡を受けることにより、A社に代わって当該期待権の権利者となるのである。

## (2) 融資した運転資金の返済が債務不履行となった場合の債権回収

では、(1)の例で、機械設備甲の所有権留保での購入後8年目にA社がC銀行からの借入金50万円とその利息を一度も返済できず、さらに甲の残代金の4,968,678円の支払いもできなくなった場合（債務不履行）、C銀行はどのように融資額とその利息を回収するかをみてみよう。

まず、機械設備甲の物権的期待権者であるC銀行は、機械設備の所有権を取得するために甲の購入残代金4,968,678円を第三者弁済としてB社に支払う。すると、代金完済となって停止条件が成就し、甲の所有権がB社から直接C銀行に移転することになる。これまでのC銀行の譲渡担保は甲の物権的期待権を目的としていたのであるが、このときから甲の所有権を目的とする譲渡担保に転換することになる。

次に譲渡担保を実行することになる。帰属清算型か処分清算型<sup>5)</sup>かによって実

---

的である。

- 4) 物権的期待権を担保目的物とする場合は、残代金の支払いがなされない場合は債務不履行により売買契約が解除されてしまうリスクがあるから、そのリスクを勘案しある程度高めめの利息を設定するのが通常となろう。
- 5) 譲渡担保における処分清算型とは、担保権者が、譲渡担保の実行により目的物の処分権を取得し、第三者に処分して得られた価額から被担保債権額を控除した額を清算金として設定者に支払う方法である。帰属清算型とは、実行により担保目的物の所有権がただちに担保権者に帰属し、その際、担保権者が評価した目的物の時価と被担保債権額との差額を清算金として設定者に支払う方法である。

行方法が異なるが、C銀行が自身の銀行業務の遂行に何ら関係のない甲を所有していても無意味であることから、通常は処分清算型を採ることになる。ここでは処分清算型であるとして、甲の機械設備市場での処分を機械設備の取引市場に詳しい商社D社に依頼し、700万円（再調達原価1,500万円×（15年－8年）<sup>6)</sup>）÷15年）で売却されるものとする。この売却額からC銀行が支払った甲の残代金4,968,678円と融資金およびその利息552,075円を差し引き、差額の1,423,858円を清算金としてA社に返還することになる。以上より、C銀行は融資金とその利息の全額のみならず、第三者として弁済した残代金をも回収することができるのである。

### 3. アンケート調査結果

本アンケートは、銀行等の金融機関の判断にもよるが、金融機関が前記2（1）に示したように所有権留保における物権的期待権を担保として、これに譲渡担保の設定を受けて融資をするとの判断を下した場合、所有権留保で機械設備を購入している企業が、それに応じるか否かに関するものである。<sup>7)</sup>

以下にアンケートにおける質問とその結果を示す。なお、今回のインターネットによるアンケート調査は、(株)クロス・マーケティングに依頼し、2016年6月17日に、製造業400社の総務担当者に配信したものである。回答者は一般社員が268名（67.0%）、管理職が79名（19.8%）、経営者・役員が2名（0.5%）、派遣社員・契約社員が30名（7.5%）、パート・アルバイト21名（5.3%）である。

質問1 御社が機械設備や在庫等を所有権留保で購入しているものとした場合、その所有権取得期待権に譲渡担保の設定を受けて運転資金等の資金融資をする

---

6) 便宜上、減価償却方式で算出した額で売れたものとする。

7) 本来ならば、銀行等の金融機関に物権的期待権を譲渡担保に取ることにより融資判断をするか否かに関するアンケートを実施すべきであるが、筆者が依頼したインターネットでのアンケート調査会社では、回答企業たる金融機関の数を十分に確保することが難しいことから、そのようなアンケート調査は断念せざるを得なかった。

との申し出が銀行からあった場合、それに応じますか？

はい 89社 (22.3%)      いいえ 311社 (77.8%)

質問2 所有権留保で機械設備を購入していますか？

はい 46社 (11.5%)      いいえ 354社 (88.5%)

質問3 所有権留保で在庫を購入していますか？

はい 22社 (5.5%)      いいえ 378社 (94.5%)

質問4 上記質問2および3で「はい」と答えた企業のご担当者にご質問します。御社は不動産（土地、建物）を所有していますか？

はい 22社 (100.0%)      いいえ 0社 (0%)

質問5 上記質問3で「いいえ」と答えた企業のご担当者にご質問します。御社は大型の機械設備を所有していますか？

はい 197社 (52.1%)      いいえ 181社 (47.9%)

質問6 上記質問4で「いいえ」と答えた企業のご担当者にご質問します。御社は近年の業績は良い方ですか？

\*これについては、質問4で「いいえ」と答えた企業はなかったため、回答企業はゼロとなった。

#### 4. 若干の考察

銀行等の金融機関が物権的期待権を担保目的物とした譲渡担保を実施することによって資金融資を実行するかどうかにつき、調査することができ、そして、

---

8) 質問では、「物権的期待権」と表示しても、物権的期待権という用語はあまりにも学問的すぎるため、回答者はその意味を正確に判断できない可能性がある。そこで、「所有権取得期待権」との表示とした。

資金融資する企業に不動産や機械設備等の動産等の所有のない場合で、所有権留保で購入している機械設備・在庫等がある場合に、その物権的期待権を譲渡担保の目的とすることにより資金融資をする意向が確認できたのであれば、物権的期待権の譲渡担保化の進展の可能性が確認できたのであるが、残念ながらそのようなアンケート調査は実施できなかった。この点については今後の課題としたい。

しかし、今回の譲渡担保を設定する企業側の調査で、自社が機械設備や在庫等を所有権留保で購入しているものとした場合に、物権的期待権を譲渡担保の担保目的として融資をするとの銀行等の金融機関の判断があった場合、それを受けると回答した企業が400社中89社もあり、率にして約22.3%もあったことは、物権的期待権の譲渡担保化にとって朗報であるといえよう。

機械設備と在庫の両方とも所有権留保で購入している企業は22社（約5.5%）あり、いずれも不動産を所有しているが、当該不動産に担保価値の上限に至るまで複数の抵当権（根抵当権を含む）が設定されている場合、金融機関が物権的期待権の譲渡担保化を要求する場合には、22社のうちの約5社がその要求に応ずることになる。

また、24社（約6%）は機械設備だけにつき、所有権留保で購入をしているが、これら企業についても同様であり、物権的期待権の譲渡担保化に約5.4社が応ずることになる。

なお、質問5については、在庫を所有権留保で購入していない企業378社（約94.5%）のうち、197社（約52.1%：378社を100.0%とした場合の割合）が大型の機械設備を所有しており、やはりこの約22.3%である44社が銀行等の金融機関の要求に応じて、所有権留保で当該機械設備を購入しているものとした場合に、当該物権的期待権の譲渡担保化に応ずることになる。

今回のアンケート調査は、銀行等の金融機関への調査ができなかった点が問題点である。しかし、金融機関側が物権的期待権の譲渡担保化の実施を要求するならば、ある一定程度の件数につき、その実現が確認できたといえよう。

以上

（本学法学部教授）